

別紙（教示文書）

一 この保険給付に関する決定（以下「本件処分」といいます。）、に不服がある場合には、本件処分があったことを知った日の翌日から起算して三か月以内に表記の労働基準監督署を管轄する都道府県労働局の労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」といいます。）に対して審査請求をすることができます。

二 審査請求に対する審査官の決定に不服がある場合には、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して二か月以内に労働保険審査会（以下「審査会」といいます。）に対して再審査請求をすることができます。また、審査請求をした日から三か月を経過しても決定がないときは、決定を経ないで審査会に対して再審査請求をすることができます。

三 本件処分に対する取消訴訟は、当該処分についての審査請求に対する審査官の決定を経た後に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣になります。）、決定があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に提起することができます。ただし、決定があった日から一年を経過した場合は、提起することができません。

また、審査会に対して再審査請求をした場合には、判決を経る前又は判決があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に本件処分に対する取消訴訟を提起することができます。ただし、判決があった日から一年を経過した場合は、提起することができません。

なお、①審査請求をした日から三か月を経過しても審査官の決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他審査官の決定を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、審査官の決定を経ないで取消訴訟を提起することができます。